

公立大学法人宮城大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（比較表）

資料 4

平成 21 年 1 月 13 日

原案(H20.10.17)	修正案
<p>（中期計画に定める事項）</p> <p>第 5 条 法第 2 6 条第 2 項第 7 号の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>二 業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>三 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>四 法第 4 0 条第 4 項の承認を受けた金額の使途</p> <p>五 人事計画に関する事項</p> <p>六 施設整備計画に関する事項</p> <p>七 その他法人の業務運営に関し必要な事項</p>	<p>（中期計画に定める事項）</p> <p>第 5 条 法第 2 6 条第 2 項第 7 号の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 法第 4 0 条第 4 項の承認を受けた金額の使途</p> <p>二 人事計画に関する事項</p> <p>三 施設整備計画に関する事項</p> <p>四 その他法人の業務運営に関し必要な事項</p>